

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関の指定
定期種牡畜検査の実施
- ◇ 選管告示 政治活動のために寄附を受け又は支出することができない政治団体
- ◇ 公 告 高圧ガス製造保安責任者試験等の実施
- ◇ 正 誤 昭和五十六年三月鳥取県告示第二百八十九号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百四十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十

二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十六年四月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
サンマリタン耳鼻咽喉科	米子市久米町三二	昭和五十六年三月二十三日
林原外科医院	東伯郡赤碓町赤碓一〇九二	昭和五十六年三月二十六日
小山歯科医院	米子市車尾八六八	昭和五十六年三月十六日

鳥取県告示第三百四十八号

鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第五条第二項の規定に基づき、豚の定期種牡畜検査を実施するので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検査期日	検査時間	検査場所
昭和五十六年四月二十三日	午前十時から	米子市吉岡 西部家畜市場

昭和五十六年四月二十四日	"	"
昭和五十六年四月二十五日	午前九時三十分から	鳥取市国安 東部家畜市場
昭和五十六年四月二十八日	午前十時から	倉吉市大塚 中部家畜市場
昭和五十六年四月三十日	"	"

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定に基づき、昭和五十六年四月一日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
一岡忠雄後援会	細田 光男	竹田 吉蔵	八頭郡八束町才代一〇五一
井上幸喜後援会	渡辺 善秀	新 久男	鳥取市松並町一―二八二―二

西尾栄治後援会	田村繁夫後援会	谷口武後援会	谷口幸太郎後援会	田中幹啓婦人の会	田中幹啓青年同窓後援会	田中幹啓後援会	関金町をよくする会	沢田賢一後援会	さねしげ一男後援会	佐治村島栄会	坂根實豊後援会	小谷秀人後援会	小谷壽人後援会	故島賢市後援会	達藤たかし後援会
西尾 頼房	岸田 正夫	西垣 勲	谷口 治己	佐々木周子	山城 昭彦	新見 修	沢田 光男	中田 慶三	山田 登	岡村 功	広田喜代治	福田 誉寿	小谷 義雄	谷口 幸雄	広田 幸一
西尾 憲一	岡田 稔	坂口 博	谷口みさと	達藤ときわ	谷口 哲志	佐々木武彦	三浦 敏	小野川喜美雄	藤原 暁	岡村 末廣	加藤継太郎	広瀬 充	藪本 正克	碓 利一	国岡 義人
八頭郡佐治村加瀬木一三三四	米子市富士見町二一〇〇	鳥取市瓦町六五六	八頭郡河原町小河内一七九	日野郡江府町江尾一七八〇	日野郡江府町佐川	日野郡江府町官市一〇三〇	東伯郡関金町関金宿	米子市中島二〇四一	米子市祇園町二―二四一	八頭郡佐治村春谷四五四一	八頭郡八束町奥野	日野郡日南町神戸上二四八六	倉吉市河原町一八〇〇	東伯郡羽合町長瀬一一五〇	米子市弥生町官有無番地

野藤実後援会	加藤 環	吉田 守	気高郡鹿野町鹿野一三九三
森進後援会	宇田川一男	岩崎 秀雄	東伯郡赤碓町赤碓一四八三一
吉川東一郎後援会	吉川 清見	吉川 早苗	米子市博労町三二二一六七

公 告

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和56年度上期高圧ガス製造保安責任者試験及び昭和56年度高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和56年4月3日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 期日 昭和56年5月31日
- 2 場所 鳥取市及び米子市
- 3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試験科目	時 間
丙種化学責任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術（特別試験科目を申請した者にあつては、高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術）	10時45分から 12時15分まで
第三種冷凍機械責任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	13時00分から 15時00分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	9時30分から 10時30分まで
第一種販売主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	10時00分から 12時00分まで
	高圧ガス（液化石油ガスを除く。）の販売に必要な通常の保安管理の技術	9時30分から 10時30分まで

第二種販売主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に係る法令 液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術	10時00分から 12時00分まで
-----------------	--	----------------------

〔備考〕 特別試験科目とは、高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則(昭和41年通商産業省令第54号)第6条第2項に規定する「特別試験科目」をいう。

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

(1) 受験願書

鳥取県総務部消防防災課、鳥取県LPガス協会、鳥取県冷庫設備保安協会及び鳥取県一般高圧ガス保安協議会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(2) 写真

手札形で、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを受験願書の所定欄にはり付けること。

(3) 高圧ガス保安協会講習終了証又はその写し(高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。)

5 手数料及びその納付方法

(1) 手数料 丙種化学責任者免状に係る試験 1,400円

第三種冷庫機械責任者免状に係る試験 1,400円
第一種販売主任者免状に係る試験 1,300円
第二種販売主任者免状に係る試験 1,000円

(2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和56年4月15日(水)から同月24日(金)まで

7 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (2) 試験の結果は、合格者に通知する。
- (3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

正 誤

昭和五十六年三月鳥取県告示第二百八十九号(ゴルフ場に類する施設の娯楽施設利用税の税率に係る等級の決定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	誤	正
二	上	二十パーセント
二	上	二十パーセント

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取

【定価一部一箇月千三百円(送料を含む。】